

令和7年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和7年2月21日（金）午後1時42分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（6番議員 山本俊一郎、7番議員 畑山剛一）

日程第2 会期の決定（2月21日（金）1日間）

日程第3 承認第1号 専決処分した事件（令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合
休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）につい
て）の承認を求めることについて

日程第4 議案第1号 旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第5 議案第2号 令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算
（第4号）

議案第3号 令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センタ
ー特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第4号 令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算

議案第5号 令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センタ
ー特別会計予算

日程第7 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	實	雅	典	4番	柴	田	将	之
6番	山	本	俊	一	7番	畑	山	剛	一
8番	中	藪	清	志	9番	堀		卓	史
10番	出	原	賢	治					

会議に欠席した議員

5番 三木 浩一

議事に関係した事務局職員

事務局長	神	尾	俊	輝
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課主幹	角	南	博	之
財政係長	堀		竜	也

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
副管理者	(太子町長)	沖	汐	守	彦
代表監査委員		岸	田	信	行
事務局長		神	尾	俊	輝
総務課長兼 医務課長		田	淵	寿	哉
環境業務課長		小	林	久	修
衛生業務課長		黒	田	規	文
たつの市市民生活部 環境課長		後	藤	広	樹
太子町生活福祉部 生活環境課長		友	政	貴	仁

開 会 挨拶

○議長（楠 明廣議員）

少し早いんですけども、議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

立春が過ぎ、暦の上では春の始まりではございますが、まだまだ寒い日が続いております。暖かい春の日差しが待ち遠しい季節となりました。

こうした中、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、本日ここに、令和7年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

今期定例会は、議員ご高承のとおり、令和7年度における本組合運営の根幹となります新年度各会計予算を審議する重要な議会であります。

また、今期定例会に提出されました案件は、新年度予算のほか、本年度補正予算などの議案が提出されており、いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重にご審議いただき、適切妥当なる決定を賜りますよう、議事運営につきましても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き綻び、春の訪れを少しずつ感じる頃ではありますが、度重なる寒波の到来もあり、まだまだ寒い日が続いております。

本日ここに、令和7年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、開会されますことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会でご審議をいただきます案件は、既にお手元にお届けしておりますとおり、承認案件1件、条例案件1件、令和6年度補正予算2件及び令和7年度当初予算2件の議案を提出いたしております。これらの案件は、いずれも重要なものばかりでございますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、全議案につきまして、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和7年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しを配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名につきまして、事務局長から報告をいたします。

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

命によりご報告申し上げます。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員数は9名であります。なお、5番三木浩一議員から欠席の届出が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において6番山本俊一郎議員、7番畑山剛一議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日2月21日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月21日の1日間と決しました。

～日程第3 承認第1号～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第3、承認第1号 専決処分した事件（令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）について）の承認を求めることについてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

ただいま議題となりました承認第1号、専決処分した事件（令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）について）の承認

を求めることにつきまして、専決処分いたしました理由及びその内容についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、インフルエンザの流行により、医薬品費の不足に伴う追加であり、緊急を要するものとして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分によって処置したものでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

まず、補正予算第1条で、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,479万7,000円とするものでございます。

次に、歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

第2款衛生費につきまして、医療材料費450万円を追加し、歳入につきましては6ページをお開き願ひ、第1款診療収入につきまして、個人負担分など、診療収入を追加するものでございます。

以上で承認第1号の提案説明を終わらせていただきますが、緊急やむを得ない事情をご賢察賜り、何とぞ満場一致にてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結して、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の承認第1号は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（楠 明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

～日程第4 議案第1号～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第4、議案第1号 旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

ただいま議題となりました議案第1号、旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、本組合の条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第3条の改正は、旅費の種目を別表に定める鉄道費、船賃、航空賃、車賃、宿泊費及び宿泊手当とすることに改めるものでございます。

第4条から第6条までの改正は、旅費の種目の内容及び額について国家公務員等の旅費に準拠した内容とするもので、第4条は鉄道賃についてを、第5条は船賃についてを、第6条は航空賃についてをそれぞれ規定し、第7条の改正は車賃の定額規定について定めるものでございます。

第8条から第10条までの改正は、旅費の種目の内容及び額について国家公務員等の旅費に準拠した内容に改めるもので、日当についてを規定する第8条を削除し、新たに第9条として宿泊費についてを、第10条として宿泊手当についてをそれぞれ規定するものでございます。

別表の改正は、第3条に規定する旅費の種目及び第9条に規定する旅行者の職務に応じた区分を規定するものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和7年4月1日とするものでございま

す。

以上で議案第1号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。
これより上程議案に対する質疑に入ります。
ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。
お諮りいたします。
上程中の議案第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第2号及び議案第3号～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第5、議案第2号 令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正

予算（第4号）及び議案第3号 令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

ただいま議題となりました議案第2号、令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第4号）及び議案第3号、令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして、一括して提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第2号、令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、組合債の減額、造成工事入札中止に伴う整備費の減額及びその他事業費の確定により補正を必要とするものについて行っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

補正予算第1条で、歳入歳出それぞれ2億6,632万5,000円を減額し、予算総額を18億9,775万1,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、3ページの第2表のとおり変更しようとするもので、内容は、新一般廃棄物処理施設整備事前事業及び敷地造成事業につきまして、事業費の確定により減額するものでございます。総額におきましては、限度額を2億9,010万円の減額変更により、1,150万円とするものでございます。

次に、歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

まず、第2款総務費につきましては、各基金積立金2,584万4,000円の追加でございます。

次に、第3款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、火葬場利用者の増加に伴う燃料費67万円の増額を、第2項清掃費、第1目施設整備費につきましては、事業費の確定に伴う委託料及び工事請負費2億8,583万9,000円の減額でございます。

9ページ、第2目塵芥処理費につきましては、購入単価減少に伴うコークスの消耗品費700万円の減額でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

第2款使用料及び手数料につきましては、火葬場利用者の増加に伴う使用料68万2,000円の追加でございます。

次に、第3款財産収入につきましては、基金利子収入53万5,000円の追加でございます。

次に、第4款繰入金につきましては、財源変更に伴う繰入金426万1,000円の追加でございます。

次に、第5款繰越金につきましては、前年度繰越金を追加いたしております。

次に、7ページ、第6款諸収入につきましては、発電量減少に伴う売電力料金147万1,000円の減額でございます。

次に、第8款組合債につきましては、歳出の際にご説明申し上げました、事業費確定に伴う減額でございます。

引き続きまして、議案第3号、令和6年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算第1条で、歳入歳出それぞれ851万4,000円を追加し、予算総額を5,331万1,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容をご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

第1款総務費につきましては、基金積立金751万4,000円の追加でございます。

次に、第2款衛生費につきましては、発熱受診患者に対応する医療材料費100万円の追加でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

第1款診療収入につきましては、個人負担分など診療収入387万5,000円の追加でございます。

次に、第4款財産収入につきましては、基金利子収入の追加でございます。

次に、第6款繰越金につきましては、前年度繰越金を追加いたしております。

次に、6ページ、第9款県支出金につきましては、医療機関等物価高騰対策一時支援金の追加でございます。

以上で議案第2号及び議案第3号の各会計補正予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第4号及び議案第5号～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第6、議案第4号 令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第5号 令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

ただいま議題となりました議案第4号、令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第5号、令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件につきまして、一括して提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第4号、令和7年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条において、歳入歳出それぞれ24億8,673万4,000円と定めております。

次に、第2条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法として、3ページの第2表で総額4億5,440万円と定めており、その内容につきましては、同表に列記いたしておりますので、ご清覧願います。

ページのほう、戻っていただきまして、第3条、歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を表示いたしております。

次に、予算の内容につきまして、主な内容について歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、10ページの歳出からご説明申し上げます。

第1款議会費につきましては、議会に要する経費として227万7,000円を計上いたしております。

次に、10ページから12ページの第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、2億1,560万8,000円を計上し、その主な内容は、組合職員及び市町派遣職員の人件費及び電算システム管理費などで、財務会計・人事給与システム及びパソコン更新事業費などの増により、508万円を増額いたしております。

次に、13ページから15ページの第3款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、8,207万2,000円を計上し、その主な内容は、揖龍火葬場の管理運営費で、火葬場予約管理システム更新事業、火葬炉耐火材等修繕工事及び高圧受電設備改修工事費などの増によりまして、1,520万3,000円を増額いたしております。

次に、第2項清掃費、第1目施設整備費につきましては、4億1,467万6,000円を計上し、その主な内容は、新一般廃棄物処理施設の整備費で、工事監理業務、造成工事に伴う残土処分及び残土処分場管理業務委託費並びに敷地造成工事費などの増によりまして、9,532万9,000円を増額いたしております。

次に、15ページから18ページの第2目塵芥処理費につきましては、16億6,704万1,000円を計上し、その主な内容は、揖龍クリーンセンターの管理運営費で、操業に必要な副資材のコークスの購入、光熱水費の電気料、維持補修としてDCS（自動制御装置）更新工事及び発電機盤復旧工事費などの増によりまして、2億9,382万6,000円を増額いたしております。

次に、18ページから20ページの第3目し尿処理費につきましては、6,053万5,000円を計上し、その主な内容は、揖龍衛生処理場の管理運営経費で、下水道使用料の改定に伴う光熱水費の水道料、低濃度PCB変圧器の取替え整備委託費な

どの増によりまして、636万6,000円を増額いたしております。

次に、20ページの第4款公債費につきましては、4,337万円を計上いたしております。

次に、第5款予備費につきましては、100万円を計上いたしております。

以上で歳出を終わります。次に歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金につきましては、15億9,331万7,000円を計上いたしております。この市町分担金につきましては、組合規約第12条第2項及び分賦金の分賦率を定める条例に基づき算定したもので、その内容につきましては、組合運営経費に1億4,632万7,000円を、し尿処理経費に5,027万6,000円を、じんかい処理経費に8億2,913万4,000円を、収集運搬経費に4億7,279万3,000円を、火葬場運営経費に5,364万1,000円を、施設整備経費に4,114万6,000円を計上いたしております。

また、たつの市及び太子町に負担いただきます分担金の額につきましては、たつの市より10億7,263万7,000円を、太子町より5億2,068万円を負担いただくものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、2,867万1,000円を計上し、その主な内容は火葬場使用料などでございます。

次に、7ページ、第2項手数料につきましては、1億7,183万5,000円を計上し、その主な内容はじんかい処理手数料及びし尿処理手数料などでございます。

次に、第3款財産収入につきましては、基金利子より45万1,000円を計上いたしております。

次に、第4款繰入金につきましては、1億6,429万6,000円を計上し、主に財政調整として財政調整基金1億2,020万円を、投資的経費の財源としてごみ処理施設整備基金4,409万6,000円を繰り入れることにより、1億1,428万9,000円の増額となっているものでございます。

次に、8ページ、第5款繰越金につきましては、基礎額でございます。

次に、第6款諸収入、第2項受託事業収入につきましては、239万5,000円を計上し、その内容は、にしはりまクリーンセンターの不燃残渣処理受託事業収入で、第3項雑入につきましては、7,134万1,000円を計上し、その主な内容は、資源化物売払収入及びごみ収集袋販売収入などでございます。

次に、9ページ、第8款組合債につきましては、4億5,440万円を予定いたしております。新一般廃棄物処理施設整備事業に係る一般廃棄物処理事業債でござい

ます。

以上で一般会計を終わり、引き続き議案第5号、令和7年度揖龍保健衛生施設事務

組合休日夜間急病センター特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4,569万5,000円と定めております。

次に、第2条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を表示いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

第1款総務費につきましては、786万6,000円を計上し、その主な内容は、全般的な事務に係る経費で、職員1名分の人件費を本会計へ移行したことなどに伴い、352万3,000円の増額となっております。

次に、8ページ、第2款衛生費につきましては、3,732万9,000円計上し、その主な内容は、診療経費として、看護師及び医療事務員の報酬、診察に必要な医薬材料費、診療業務及び薬剤業務委託などでございます。

次に、9ページ、第3款予備費につきましては、50万円を計上いたしております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第1款診療収入につきましては、3,449万4,000円を計上いたしております。

次に、第2款分担金及び負担金につきましては、休日夜間急病センター運営に係る地方交付税交付金として522万4,000円を計上いたしております。

次に、第3款使用料及び手数料につきましては、各種証明書発行手数料でございませう。

次に、6ページ、第4款財産収入につきましては、基金利子により10万5,000円を計上いたしております。

次に、第5款繰入金につきましては、576万円計上し、主に財源調整として繰り入れるものでございます。

次に、第6款繰越金につきましては、基礎額でございませう。

次に、第7款諸収入につきましては、薬容器代などでございませう。

以上で議案第4号及び議案第5号の各会計予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

船引議員。

○2番（船引宗俊議員）

一般会計予算の17ページ、委託料の中の公園管理業務委託1, 200万円、これの説明をお願いします。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

こちらの管理業務につきましては、クリーンセンターの周辺の草刈りと桜の木の防除、それと低木と高木の剪定の費用となっております。

○議長（楠 明廣議員）

2番船引議員。

○2番（船引宗俊議員）

この公園の周り、これのことやろ。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

テニスコートの周辺と、あそこ、ロッジ、建物があると思うんですが、その周辺の面積だけで言いますと1万3, 198平米。

○議長（楠 明廣議員）

2番議員。

○2番（船引宗俊議員）

いや、広さは別にあれやけど、見たとおりのこっちゃから。これ、当初、あったときは、パターゴルフや何やというて人が来てやりようったで、これ。ほで、今、これ、閉鎖しとんちゃうの。前も1回聞いたことあるんやけど。もう何年も前やけど。ほな、近所の人ら、2人だけ、朝に散歩来るんやというようなことを言ようたったん

やけど、これの管理やで。草生えとうときも、生えてないとき、生えとるときというたら知れとる。今見たら、これ、冬場やどこにも生えへんとき、これ、年間通しても1, 200万円で、これ草とか木の処理料、処理費というのを加えてなかったんちゃうん。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

令和4年に船引議員のほうからご質問があった際に、その分が抜け落ちておった…
…。

○議長（楠 明廣議員）

もうちょっと大きい声。

○事務局長（神尾俊輝君）

その分が入ってなかったということはお聞きしております。このたび、令和4年のご意見、お話を受けて、令和7年度から一般競争入札をもって委託するということを確認しておりましたので、このたび設計のほうをさせていただきまして、令和7年度の当初予算のほうに委託料として計上させていただいたものでございます。

○議長（楠 明廣議員）

2番船引議員。

○2番（船引宗俊議員）

処理費も込みで。処理費込みでもええけども、1, 200万円というたら、これ、300日間、4人の人が1日1万円の日当で、シルバーさんを雇うて、ほぼ300日、毎日出てきてというふうな金額になるぐらいのもんやで、これ。そんなに要るんですか、人が使わへんこの公園に。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

実際、パターゴルフのほうは閉めたような形になっておるんですが……。

○議長（楠 明廣議員）

声を大きく。

○事務局長（神尾俊輝君）

閉めたような状態になっておるんですが、周辺自治会の方からも、そういう草刈り等はしっかりやってもらいたいという意見も以前からございます。その中で、年間を通じて草刈りは5回刈り、こちらのエコロの北側の斜面は2回刈り、プラス桜の木が約142本、ロッジの周辺とテニスコートの周辺にございます。そこの防除、それと低木剪定、高木剪定ということで、高木のほうが10本ございますのと、低木剪定のほうが面積でいいますと364平米ございまして、それを年に1回していただくような形で設計のほうをさせていただいて、計上させていただいたような次第でございます。

○議長（楠 明廣議員）

2番船引議員。

○2番（船引宗俊議員）

今まで、これ、管理するの、300万円ぐらいやったんちゃうんかい。これ、4倍の値段になるわけ。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）

今年度の契約額でいいますと、約400万円ぐらいでございます。なので、それだけで、入札をすれば幾らかは安くなるかとは思いますが、実際、予算額と今年度の契約額からいいますと、今の状況では約3倍ぐらいの金額になってございます。

○議長（楠 明廣議員）

2番船引議員。

○2番（船引宗俊議員）

いや、3倍もかかるって、そんだけかけてせなあかるところかっていうなんと。そんだけの、いや、ごっつい公園、龍野公園とか、もうそういう人がどんどん来てする

とこ、いや、軽んじて言うとうわけじゃないんやけどね。費用対効果的に考えて、今まで300万円、400万円で終わっとったもんが、今から入札かけるんやというて、1,200万円で4倍からというたら、3倍からというていうたら、ちょっと疑問でしかないんよ。そんなもん、シルバーに委託しとったら、300万円以下で終わるんちゃいますの。

○議長（楠 明廣議員）
事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）
設計をした後、シルバーさんのほうにもお声かけをさせていただきまして、お願いさせていただいたんですが、斜面がきついついていう部分と面積が広い関係で、シルバーではようしない、できないっていうお返事をいただきまして、シルバーではできないということで返事をいただいております。

○議長（楠 明廣議員）
2番船引議員。

○2番（船引宗俊議員）
ほんなら、今までやとった業者がやで、やり方も分かつとって、ほんなら300万円でやりよった、400万円でやりよったもんが、今度から1,200万円になるんやというたら、喜んで飛びついてくるんちゃうんかな。

○議長（楠 明廣議員）
事務局長。

○事務局長（神尾俊輝君）
実際、登録があつてかどうかは、ちょっとその辺までは私も確認はできておりませんけれども、今、船引議員がおっしゃるように、その金額だけ言いましたら、飛びついてこられるのかなと。ただ、落札されるかどうかは分かんないので。

○議長（楠 明廣議員）
2番船引議員。

○2番（船引宗俊議員）

ちょっとあまり納得ができるもんでもないというんか、ちょっと実際どうなんかいないうて、はてなにというのは思う。別にこれでいくんやったら、それはいったら構へんけども、よう考えたら、もうええんちゃいますのとは思えんよね。この先もずっとそないするんやったら。これ、1, 200万円かけて、ほんまにもう一回パターゴルフができるようにして、人が、地元の人やたつの市民の人が、こういう施設というたら、あまり忌み嫌われるようなとこやから、それでも人が来て、テニスコートとかも楽しんでできるように1, 200万円使うんやったら分かるけども。その状況であって、1, 200万円、ずっと維持管理するためにやるんやったら分かるけど、あっちの小屋にしたって、別に小屋があるだけで、別に人が来て何やしょうる、見たこともないし、お墓に参りに来とる人らも、休憩しようかな思うたって、別に開いとうわけじゃないでしょう、あれ。何の管理のお金ですの、それっていうことになってしまいうんですわ。その内容的なものとお金のかけ方がちょっと合っこないんちゃうんかいなというところで、ちょっとどうかなと思うので、多分答え出ないと思う。

以上、いいです。

○議長（楠 明廣議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第4号及び議案第5号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

～日程第7 一般質問～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第7、一般質問でございますが、通告がございませんので、議事を省略いたします。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これをもって、令和7年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 挨 拶

○議長（楠 明廣議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に付議されました案件については、議員各位の慎重なるご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、新年度予算等の審議の過程で、議員各位から寄せられました意見等を踏まえて、今後の組合運営に当たられるよう、一層のご尽力をお願いする次第でございます。

最後に、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意賜り、今後とも本組合の発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和7年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会において、議員各位には終始慎重なご審議を賜り、令和7年度各会計予算、条例案件及び補正予算の全ての案件につきまして、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、引き続き新ごみ処理施設の整備など、組合運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶をさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年2月21日

組合議会議長 楠 明 廣

会議録署名議員 山 本 俊一郎

会議録署名議員 畑 山 剛 一